

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

ニーズ調査結果より、育児休業を早めに切り上げ仕事復帰した理由として、『経済的な理由で早く仕事復帰する必要があった』と回答した人は48.1%、『人事異動や業務の節目の時期に合わせるため』と回答した方は31.4%、『その他』と回答した方は28.1%で、記載理由の中でも『職場の要望』、『職場の人手不足』と言ったものが多くみられ、『希望する保育園に入るため』と回答した人は全体の8.1%にとどまりました。

現在育児休業取得中の方に『1歳になった時に必ず預けられる教育・保育施設の事業があれば1歳になるまで育児休業を取得しますか』という問いに対して、14.3%が1歳になる前に職場復帰をしたいと回答しています。

これらの回答から施設の充足をただけでは必ずしも1歳までの育児休業取得には繋がらない現状があります。

本市では、現在待機児童はいませんが、希望する保育施設利用のためと限定すると、少数ながら、その施設を利用するため育児休業を早めに切り上げている人がいます。

このため、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できる環境を整えていくことが重要です。

今後も、今まで以上に育児休業取得中の保護者に対して市内各施設の情報提供を行い、市内全体で産後休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保を行っていきます。

事業名	事業内容	部署
子ども・子育てに関する広報・周知	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳を利用した周知活動を行う。	
子ども・子育てに関する相談受付	市民相談センター、民生委員・児童委員、各保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。	

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

1 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待による重大な事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。その増加している背景として、相談する相手がなく孤立感を抱えている親や、子どもとの接し方がわからない親の増加、家庭の子育て力の低下等、子育てが十分に行われない家庭が増えたこと等が考えられます。児童虐待の早期発見・早期対応につなげるためには、要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を中心とした子どもの命と安全を守る関係機関の連携だけでなく地域全体による見守りが重要です。

協議会には市（児童福祉担当部局、母子保健担当部局、市民相談担当部局、福祉事務所）、児童相談所、保健所、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育園・幼稚園、学校、教育委員会、警察、医療機関の参加を得ているが、NPO、ボランティアなどの民間団体等幅広い関係者の参加も得ていくように努めなければならない。

また、虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携を進めます。

なお、妊婦の家庭を早期に把握するとともに、乳児家庭全戸訪問事業を通じて育児期に養育支援を必要とする子どもや養育者の把握に努め、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の役割を一人で担っており、子どもの養育や経済面での困難に直面している事例(場合)も多いため、就労支援員との連携による就労・養育などの支援を推進します。

また、子どもが健やかに成長していく上での様々な問題に対応するため、子どもや子育て家庭が安心して利用できる相談窓口が求められており、関係者が連携して総合的に対応していく必要があります。

3 障害児施策の充実

次世代を担うすべての子どもたちが自立し社会に参加するため、障害のある子どもたちも、他の子どもと同じように当たり前のように地域で生活できるように、一人ひとりの特性に応じた継続的な相談や支援の取組みを推進します。

障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進

します。

乳幼児期を含めた早期からの教育相談や就学相談を行なうことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通認識を深めることにより、保護者の障害受容や、その後の円滑な支援につなげていくことが重要になります。また、本人及び保護者と市、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが重要です。

また、障害については、いまだ社会的な理解が十分になされていないことから、障害の特性を理解する適切な情報の周知も必要であり、さらに家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援を行うなど、支援体制の整備を行うことが必要です。

障害者基本法に基づき策定した「魚沼市障害者計画」、社会福祉法に基づき策定した「魚沼市地域福祉計画」、障害者自立支援法に基づき策定した「障害福祉計画」と調和を図り、連携を密にして事業を推進していきます。

事業名	事業内容	部署
①児童虐待防止対策の充実		
子どもからの相談体制確立	こどもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受ける。	子ども課
「こどもスマイルコール」カード配布	子ども達が直接「いじめ・虐待等」の相談をするための連絡先等周知カードの配布	子ども課
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳幼児家庭全戸訪問事業)	生まれてから2～3か月の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。(H21年から全戸訪問実施)	健康増進室
要保護児童対策地域協議会	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。	子ども課 健康増進室 厚生室 学校教育課 市民生活室
要保護児童関係機関との協働	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。	子ども課 健康増進室 厚生室 学校教育課 市民生活室

養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。	子ども課 健康増進室
②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進		
児童扶養手当	離婚等で父親と生計を別にしている児童や、父親が一定の障害の状態にある児童を養育している方に支給手当。	子ども課
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭に対する医療費助成。内容は乳児・子ども医療費助成と同じ	子ども課
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減	子ども課
保育料の軽減	母子世帯で、非課税世帯等の場合	子ども課
③障害児施策の充実等		
つくしプレー教室	発達に課題のある就園前児童の療育教室	子ども課
ステップアップ教室	発達に課題のある就学前児童の療育教室	子ども課
教育相談	就学児童の適正就学について保護者の相談を受ける。	学校教育課
支援ファイルの活用	教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用	厚生室 学校教育課 子ども課
保育園障害児受け入れ	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受け入れを行う。	子ども課
放課後児童クラブ障害児受け入れ	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受け入れを行う。	子ども課
保育園・幼稚園巡回相談事業	保育園・幼稚園に相談員が訪問し、発達に不安のある児童とその保護者からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。	子ども課
相談支援事業	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体的、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。	厚生室
日中一時支援事業	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。	厚生室
発達障害への意識啓発	一般の保護者に対し、発達障害教育やセミナーの開催をとおして理解を深めてもらう。	子ども課
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成	厚生室
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。	健康増進室
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給	厚生室

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

全国的に少子高齢化の進行と併せて、長期の人口減少過程に入る見通しとなっており、少子化を改善するための各種施策が求められています。

厚生労働省社会保障審議会「人口構造の変化に関する特別部会」では、出生に影響を及ぼしているのは、「子育てしながら就業できる見通し」や「ワーク・ライフ・バランスの確保」であり、母親の育児不安は、今後の出産に及ぼす影響が大きいことから、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」が必要であるとの見解を示しています。

仕事と家庭の調和のとれた社会を実現するためには、社会全体で男女共同参画社会を推進し、働き方の見直しを進めることが重要です。

ニーズ調査結果より、育児休業を取得した人の約半数は1年以内に職場復帰をしています。希望よりも早く職場復帰した理由として、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」、「人事異動や業務の節目時期に合わせるため」を合わせると約半数を占め、経済的な理由も含め、仕事を優先する社会意識が残っており、仕事と生活の調和が十分にとれていない状況があると考えられます。こうしたことから、事業所側にも育児休業中の経済支援制度の周知や理解を求め、事業所と協力しながらワーク・ライフ・バランスの重要性についてさらなる普及啓発が必要です。

一方、子育てしながら安心して働き続けるためには、多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、延長保育、病後児保育、学童保育の実施など、仕事と子育てが両立できるよう、さらなる保育サービスの充実に向けた取り組みを継続して行います。

また、サービスの量的充実を進めていくことはもちろんですが、人間形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの成長に大きな影響を及ぼす特定教育・保育施設においては、職員のより一層のスキルアップに取り組めます。

事業名	事業内容	部署
中小企業人材育成事業	人材育成に関して研修を受けた場合、研修費の一部を企業に対して助成する	商工振興室
育児・介護休業取得推進支援事業 (現在は実施していない)	従業員の育児・介護休業取得の際、企業に対して一部を助成する。	商工振興室
職場における子育て意識啓発	雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等	商工振興室
	仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）及び特例認定マーク（プラチナくるみん（仮称））の周知	
	雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知	

第8章母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（母子保健計画）

以下の事項について記載

- 安心して妊娠期を過ごし、出産を迎え、望ましい生活リズムや生活習慣の確立と、生まれてから幼児期にかけての健やかな成長発達に必要な子育てに関する知識を得ることで、子どもの状況に応じた健全な育児ができることを目指す。
- すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化する。
- 思春期の保健対策や母性・父性の育成を図る。